



内容

I. 付加価値税

- 付加価値税に関する 2016 年 10 月 26 日付財務省発行オフィシャルレター 15249/BTC-TCT 号
- 2016 年 7 月以降の付加価値税還付に関する 2016 年 9 月 30 日付財務省発行オフィシャルレター13804/BTC-TCT 号

II. 法人税

- 個人のキャッシュカード支払に対する法人税の損金算入に関する 2016 年 10 月 17 日付税務総局発行オフィシャルレター4807/TCT-KK 号
- 企業および個人の無利息借入に関する 2016 年 10 月 18 日付税務総局発行オフィシャルレター4815/TCT-CS 号

III. 個人所得税

- 国有会社の労働者に対する給与・賞与及び労働管理に関する 2016 年 9 月 1 日付労働傷病兵社会福祉省発行の通達 26/2016/TT-BLDTBXH 号
- 日本で受取る退職年金に対する個人所得税に関する 2016 年 10 月 19 日付税務総局発行オフィシャルレター4853/TCT-HTQT 号

IV. 外国契約者税

- 保税在庫で輸入する場合の外国契約者税の確定に関する 2016 年 10 月 20 日付ビンズオン省の税務局発行オフィシャルレター15398/CT-TT&HT 号

V. 税務管理

- ライセンス料に関する 2016 年 10 月 4 日付政府発行政令 139/2016/ND-CP 号
- 登録料に関する 2016 年 10 月 10 日付政府発行政令 140/2016/ND-CP 号

VI. 保険

- 健康保険カードの回収に関する 2016 年 10 月 18 日付ホーチミン市の社会保険局発行オフィシャルレター2533/BHXH-QLT 号



VII. 固定資産

- 固定資産の管理、使用及び償却についての 2013 年 4 月 25 日付財務省発行通達 45/2013/TT-BTC 号の項目改正・補足に関する 2016 年 10 月 13 日付財務省発行 147/2016/TT-BTC 号



I. 付加価値税

付加価値税に関する 2016 年 10 月 26 日付財務省発行オフィシャルレター 15249/BTC-TCT 号

政令 83/2013/ND-CP 号（2013 年 9 月 15 日有効）の第 8 条第 1 項によると、原則として納付者は税務局に銀行口座を報告しなければならず、政令 83/2013/ND-CP 号が有効になる日以前については報告を実施していない場合、2013 年 12 月 31 日までに追加報告をしなければならなかった。

従って、財務省より付加価値税の控除・還付をする条件は、上記の政令 83/2013/ND-CP 号に適合している通達 219/2013/TT-BTC 号の第 15 条第 1、2、3 項における買い手と売り手が税務局に銀行口座を登録・報告していることが前提となる。

但し、財務省により買い手と売り手が税務局に登録・報告していないことは手続きに関する違反のみであり、VAT 還付を実施しない根拠にはなっていない。従って、買い手と売り手の取引が正しく、売り手が買い手に発行するインボイスが合法であり、売り手が規定に基づく税務申告を実施する場合、その他の条件も満たせば仕入 VAT は控除される。

なお税務局への銀行口座の登録・報告に関する違反行為は 2013 年 10 月 16 日付政府発行政令 129/2013-ND-CP 号の第 8 条第 2 項により処罰される。

2016 年月以降の付加価値税還付に関する 2016 年 9 月 30 日付財務省発行オフィシャルレター13804/BTC-TCT 号

本オフィシャルレターによると、財務省から地方・都市の税務局へ、各企業への下記最新文書交付が指示された。

2016 年 4 月 6 日付法令 106/2016/QH13、2016 年 7 月 1 日付政令 100/2016/ND-CP、2016 年 8 月 12 日付通達 130/2016/TT-BTC、2015 年 12 月 21 日付財務省発行通達 204/2015/TT-BTC、2016 年 6 月 29 日付財務省発行通達 99/2016/TT-BTC

これにより、2017 年 7 月 1 日以降、下記の場合には VAT 還付されない。

- 輸出商品・サービス：税関で輸出する商品、輸入した上で輸出する商品、未処理資源、その他鉱物から作られる輸出商品（天然資源、及び鉱物の合計値が生産コストの 51% 以上を占めるもの）
- 投資プロジェクト：企業が登録された定款資本金に満たない出資をする場合、あるいは法令で認められない投資プロジェクトである場合
- 国内向けの売買商品・サービス：2016 年 7 月 1 日以降の売買取引

また、2016 年 7 月 1 日以前で還付していない VAT に対しては、VAT 還付が認められているものの、税務局による調査の上で、還付金額が最終決定され、還付が実施される。



II. 法人税

個人のキャッシュカード支払に対する法人税の損金算入に関する 2016 年 10 月 17 日付税務総局発行オフィシャルレター4807/TCT-KK 号

事業活動の費用に対する支払いとして、企業が役員・従業員にキャッシュカードの発行を実施する場合、企業と取引銀行とで契約書を締結する。そして役員・従業員がこのキャッシュカードで支払いを行った場合、企業はその後、税務局に登録された銀行口座から個人キャッシュカード口座に同額を支払うこととなる。

上記の形式で支払う旨を会社の財務規定に記載すれば、現金は使っていないものとみなされ、仕入付加価値税を申告・控除し、法人税の損金算入が認められる。

企業および個人の無利息借入に関する 2016 年 10 月 18 日付税務総局発行オフィシャルレター4815/TCT-CS 号

税務管理法 78/2006/QH11 号の第 37 条第 1.e 点によると、市場で一般的な取引価値を持たない商品・サービスを売買・計上する場合、当該取引は法人税の対象となる。

企業が他の企業、個人に対して無利息又は税率 0%での貸付を支援する場合、税務機関は企業と事業活動、定款出資、借入金、お金を受け取る企業、個人との関係などを調査した上で、規定に遵守しているか評価する。

III. 個人所得税

国有会社の労働者に対する給与・賞与及び労働管理に関する 2016 年 9 月 1 日付労働傷病兵社会福祉省発行通達 26/2016/TT-BLDTBXH 号

2016 年 9 月 1 日に、労働傷病兵社会福祉省は国有会社の労働者に対する給与・賞与及び労働管理に関する通達 26/2016/TT-BLDTBXH を発行した。

“労働者に対する現金での昼食手当支給額は 730,000VND/月/一人を超えてはならない。
(国有企業の労働者に対する昼食手当に関する労働傷病兵社会福祉省発行通達 22/2008/TT-BLDTBXH に基づき実施する。).”

本通達は 10 月 15 日より有効となるが、2016 年 1 月 1 日からの適用が可能である。

これまで国有企業の労働者に対する昼食手当支給額は PIT の非課税限度額の基礎となっていたため、今回の通達により PIT の非課税限度額も 680,000VND/月/一人から 730,000VND/月/一人に変更されたと解釈することが出来る。(ただし個人所得税法のガイダンスに関する通達 111/2013/TT-BTC 号の第 2 条第 5 条に基づき、下記の項目に対する課税対象にならない。)



“g.5) 労働者に対する食事の現物支給、食事の購入、食事券の提供などの形式による食事手当支給額

会社が従業員に対し昼食を提供する代わりに現金で昼食手当を支給する場合、支給額が労働傷病兵社会福祉省の規定の範囲内であれば PIT 課税対象にならないが、労働傷病兵社会福祉省の規定額を超える場合、超える部分は PIT 課税対象になる。”

日本で受取る退職年金に対する個人所得税に関する 2016 年 10 月 19 日付税務総局発行オフィシャルレター4853/TCT-HTQT 号

2013 年 7 月 1 日より有効の政令 65/2013/ND-CP 号の第 4 条第 10 項によると、

“ベトナムで勤務・居住している外国人が、ベトナム国外で受取る退職年金は PIT の免税対象とする。”

従って、2013 年 7 月 1 日以降、ベトナム国外で受取る退職年金（会社支払いの保険を含む）はベトナムで PIT の免税対象となる。

留意：2013 年 7 月 1 日以前は、外国の社会保険に関する法律に基づく退職年金のみを PIT の免税対象としていた。

IV. 外国契約者税

保税在庫で輸入する場合の外国契約者税の確定に関する 2016 年 10 月 20 日付ビンズオン省の税務局発行オフィシャルレター15398/CT-TT&HT 号

企業が外国と契約書に基づき保税在庫で原材料（サービスを含まない）を輸入する場合、当該価値は外国契約者税（CIT：課税売上 1%、VAT：輸入時に規定により納付する）の対象になる。

V. 税務管理

ライセンス料に関する 2016 年 10 月 4 日付政府発行政令 139/2016/ND-CP 号

2016 年 10 月 1 日に、政府は商品・サービスの生産活動を有する組織、個人に対するライセンス料、免除、申告・納税などに関する政令 139/2016/ND-CP 号を発行した。

本政令によると、2017 年 1 月 1 日以降、納付者はライセンス税（税金）ではなく、ライセンス料（手数料）を納める。

納付者は法律に従い設立される企業、協同組合法により設立される組織、駐在事務所、世帯個人など、商品・サービスの生産活動をしている組織、個人である。（第 2 条）



但し、第 3 条における対象（個人、世帯における毎年の収入が 1 億ドン以下である場合、塩生産を行う個人・世帯、農業に関する事業）になれば、免除される。

ライセンス料（第 4 条）

ライセンス料は下記の通りである。

- a. 定款資本金又は資本金が 100 億ドン超の企業：300 万ドン/年
- b. 定款資本金又は資本金が 100 億ドン以下の企業：200 万ドン/年
- c. 支店、駐在事務所、その他組織：100 万ドン/年

上記の a、b におけるライセンス料は事業登録証明書に基づく定款資本金である。定款資本金がない場合、投資登録証明書に基づく資本金で判断される。

本政令は 2017 年 1 月 1 日より有効になる。

納税者が 2017 年 1 月 1 日以前分のライセンス申告・納税を実施する場合、次年度以降ライセンス料が変わらない限り、別途申告手続きを提出する必要がない。（納税手続きだけで問題ない。）

登録料に関する 2016 年 10 月 10 日付政府発行政令 140/2016/ND-CP 号

2016 年 10 月 10 日に、政府は登録料納付の対象、根拠、免除などに関する政令 140/2016/ND-CP 号を発行した。

本政令 140/2016 にて登録料の対象・金額についての変更はない。

但し、下記のように免除項目がいくつか追加される。

- 国家から土地の引き渡し、土地使用权の発行を受け、土地レンタル（本政令が有効になる日以降は、土地法の規定に基づき一括払いを行うこと）する組織、個人
- 住宅、貧困世帯、少数民族地域、経済・社会的不利な地域における個人の土地
- 重量 15 トン以下のエンジンのない船およびボート、15 馬力以下のエンジン船およびボート、定員 12 人以下の船およびボート、高速船やコンテナ輸送のためのボート
- 公共事業として教育、トレーニング、医療、環境等を行う為に土地使用权を登録した地域の建物・土地
- 教育、トレーニング、医療、環境保全などを公共事業として行う為に土地使用权を登録した公共地域の建物・土地（第 9 第 28 条において規定される項目を除く）
- 法律の規定に従い土地使用权を有する科学技術分野における企業の建物・土地
- クリーンエネルギーを使用したバス（公共旅客輸送貨物）



政令 140/2016/ND-CP 号は 2017 年 1 月 1 日より有効になる。

本政令が有効になる日より、下記の規定は無効になる。

- 登録料に関する 2011 年 6 月 17 日付政府発行政令 45/2011/ND-CP 号、2013 年 3 月 25 日付政令 23/2013/ND-CP 号
- 登録料の申告・納税に関する 2013 年 7 月 22 日付政府発行政令 83/2013/ND-CP 号（税務管理法の項目改正・補足に関する 2013 年 7 月 22 日付政府発行政令 83/2013/ND-CP 号において登録料の申告・納税に関する定めがあった）。

VI. 保険

健康保険カードの回収に関する 2016 年 10 月 18 日付ホーチミン市社会保険局のオフィシャルレター 2533/BHXH-QLT 号

2016 年 10 月 18 日より労働者数が減少する際には、企業は社会保険局へ当月中に減少手続きを実施する。従前のように健康保険カードを回収する必要はなくなる。

但し、翌月に人数減少を報告する場合には、翌月末日をもって健康保険カードの価値が停止になる。

例：労働者が 2016 年 10 月 28 日に退職し、2016 年 10 月 31 日に会社が減少を報告する場合、2016 年 11 月より健康保険料の納付は不要となる。2016 年 11 月 1 日から 30 日までの間に減少を報告する場合、2016 年 11 月分の保険料を納付しなければならない。（健康保険カードは 2016 年 11 月まで使用価値がある）

VII. 固定資産

固定資産の管理、使用及び償却についての 2013 年 4 月 25 日付財務省発行通達 45/2013/TT-BTC 号の項目改正・補足に関する 2016 年 10 月 13 日付財務省発行 147/2016/TT-BTC 号

企業は使用目的だけでなく、売却、リース目的の資産に対して、下記のように処理する。

- 企業は売却、リース目的の資産について、価値（面積）を確認・分類できる場合、固定資産に計上せず、償却を実施しない。
- 企業は売却、リース目的の資産について、価値（面積）を確認・分類できない場合、すべての資産を固定資産に計上するが、償却は実施しない。

通達 45/2013/TT-BTC 号の第 6 条第 1.a に固定資産に関する定義として番号 6（固定資産とは国家により建設され、経済組織によって管理、使用される、大きな価値があるインフラ）が追加された。

Vietnamese

Business&Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報



番号 6 の資産は償却を実施せず、会計帳簿における資産ごとに毎年の減価償却費相当額を配分する。

本通達は 2016 年 11 月 28 日より有効になり、2016 年会計年度より適用される。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>